

嵐山町管理型浄化槽整備推進事業（第2期事業）に関する実施方針

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）第5条第3項の規定により、嵐山町管理型浄化槽整備推進事業（第2期事業）に係る実施方針を公表する。

令和3年11月8日

埼玉県嵐山町長 佐久間 孝光

I 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名 嵐山町管理型浄化槽整備推進事業（第2期事業）

(2) 事業の目的

嵐山町（以下「町」という。）は、全町民への水洗化サービスの提供を確保するとともに、生活環境を改善し、かつ、公共用水域の水質の保全に資するため、市野川流域関連公共下水道計画区域を除いた全域（以下「浄化槽整備区域」という。）において町管理型の合併浄化槽（以下「浄化槽」という。）を整備することとした。

本事業は、民間事業者の技術力、ノウハウ等を活用することにより、浄化槽の建設業務並びに維持管理業務の実施及び寄付を受けた合併処理浄化槽の維持管理等業務の実施等を、町財政の負担を軽減しながら効率的に実施するものである。

(3) 事業概要

本事業は、嵐山町管理型浄化槽整備推進事業の第2期事業（以下「第2期事業」という。）とする。

ア 事業の内容

- ① 浄化槽整備区域内の一般住宅（店舗付き住宅等を含む。）を対象とした300基の浄化槽（フロア、電気施設を含む合併浄化槽本体工事）建設業務
- ② 本事業で建設された浄化槽と付帯設備の維持管理等業務の実施
- ③ 第1期事業で町が管理している浄化槽と付帯設備の維持管理等業務の実施
- ④ 浄化槽整備区域内に既に設置された一般住宅（店舗付き住宅等を含む。）の合併処理浄化槽のうち、町が寄付を受けた合併処理浄化槽と付帯設備の維持管

理等業務の実施

- ⑤ 浄化槽の設置に係る本事業への相談や浄化槽の設置を促進するための町民に向けた啓蒙活動などに対応する住民サービス業務

イ 事業期間等

- ① 第2期事業の事業期間は10年間とする。PFI法第2条第5項に規定する選定事業者（以下「PFI事業者」という。）は、この期間に浄化槽の建設業務及び維持管理等業務を実施する。
- ② 建設工事期間は、上記期間のうち契約日（事業開始日）から7年間とする。
- ③ 事業期間終了後（11年目以降）の維持管理等業務は、本事業とは別の事業とする。

ウ 事業の実施方法

- ① PFI事業者は、地域住民に対してPFI方式による浄化槽整備事業についての広報及び啓発を行う。
- ② 浄化槽の設置を希望する者は、PFI事業者を経由して町長に対して設置申請書を提出する。
- ③ 町長が設置申請書を受理・承認した場合は、設置申請者及びPFI事業者にその旨を通知する。
- ④ PFI事業者は、速やかに当該設置申請者と工事内容を協議し、設置工事契約を締結する。
- ⑤ 設置申請者は、浄化槽の設置に必要な用地について、町と無償貸借契約を締結する。
- ⑥ 設置申請を承認された申請者は、浄化槽設置工事着手までに、町の条例に定める受益者分担金をPFI事業者を通じて町に納付する。
- ⑦ PFI事業者は、町が提示した基本仕様に基づいて、浄化槽の設置工事を自らの責任により実施する。
- ⑧ 完成した浄化槽は町の完了検査を受けなければならない。完成した浄化槽は設置申請者が所有する部分を除きPFI事業者が所有する。
- ⑨ PFI事業者が所有する浄化槽については、町とPFI事業者との間において事業契約に基づく無償貸借契約を締結し、所有権を除く権利を町が所有する。
- ⑩ 町はPFI事業者に維持管理等業務を委託する。維持管理等業務の内容は、保守点検、清掃、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第7条及び第11条に基づく検査並びに補修とする。
- ⑪ 町は事業開始後、原則として、年度内に完成した浄化槽を対象としてPFI事業者から買取事業を実施し、所有権をPFI事業者から町に移転する。
- ⑫ 町は交付金、起債及び受益者分担金を財源として、上記⑩の買取事業を実施す

る。

- ⑬ 設置申請者は完成した浄化槽の使用に対して、町の条例及び規則に基づき、浄化槽使用料を納付する。
- ⑭ 町は浄化槽整備区域内の一般住宅に、個人が既に設置した合併処理浄化槽の寄付を受け町の浄化槽として管理することができる。この場合、町はPFI事業者によるその維持管理等業務を委託する。
- ⑮ 町は第一期事業で設置及び寄付受納した浄化槽を、PFI事業者による維持管理等業務を委託する。
- ⑯ 上記⑦の設置工事費に係わる費用のうち、町の買収事業の対象外となる費用については設置申請者の負担とする。

(4) 事業実施のスケジュール(予定)

令和 4年 3月上旬	第2期事業契約の締結
令和 4年 4月	浄化槽の設置及び維持管理の開始
令和11年 3月	浄化槽設置業務完了
令和14年 3月	事業完了(第2期事業契約終了)

(5) 遵守すべき法令等

PFI事業者は、本事業を実施するに当たり、浄化槽法(昭和58年法律第43号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)及びその他の関係法令等を遵守しなければならない。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 特定事業の選定

町は、第2期事業を民間資金等の活用による公共施設等の整備に関する事業(以下「PFI事業」という。)として実施することにより、財政資金の効率的活用を図ることが期待できる場合は特定事業として選定する。

(2) 特定事業の選定基準

第2期事業を特定事業として選定するに当たっては、次の客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

- ア コスト算出による定量的評価
- イ PFI事業として実施することの定性的評価
- ウ PFI事業者に移転されるリスクの評価
- エ アからウまでに掲げる事項の総合的評価

(3) 公表の方法

本事業を特定事業として選定した場合は、その結果を町のホームページ上に公表する。

II PFI 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方針

本事業への参画を希望する民間事業者を広く公募し、事業の透明性及び公平性の確保に十分留意しながら PFI 事業者を選定する。選定方式は、事業提案、技術提案、価格提案等の内容を総合的に審査し、その評価の高い順に優先交渉者を決定する公募型プロポーザル方式によることとする。

2 募集及び選定の日程（予定）

項目	スケジュール
実施方針の公表	令和3年11月上旬
特定事業の選定及び事業募集要項等の公表	令和3年11月上旬
実施方針及び募集要項等の説明会	令和3年11月16日（火）
実施方針及び募集要項等に関する質問の受付	令和3年11月17日（水） ～令和3年11月22日（月）
実施方針及び募集要項等に関する質問への回答公表	令和3年11月下旬
参加申込書の受付	令和3年11月26日（金） ～令和3年11月30日（火）
参加資格の確認結果公表	令和3年12月8日（水）
提案書の受付	令和3年12月15日（水） ～令和3年12月17日（金）
提案書の審査及びヒアリング優先交渉権者の選定	令和3年12月下旬 ～令和4年1月上旬
審査結果の公表	令和3年12月下旬～令和4年1月上旬
基本協定の締結	令和4年1月中旬
事業契約の締結	令和4年2月下旬～令和4年3月上旬

3 応募者の参加資格要件

(1) 組織形態

- ア 応募者は単独の民間企業又は民間企業グループのいずれかとする。
- イ 応募者はPFI事業の契約に先立ち、特別目的会社(以下「SPC」という。)を株式会社として嵐山町内に設立しなければならない。(第1期事業の契約者は不要)

- ウ 民間企業グループは、その中の1社を代表民間企業として、本事業に係る応募及び事業実施の総括責任者を定めるものとする。

(2) 応募者の構成

応募者の構成は、次のアからオまでの全ての要件を満たすものとする。

- ア 応募者の構成員のいずれかが、別途独立した応募者の構成員として重複して参加していないこと。
- イ 応募者の構成員の変更は認めない。ただし、特別の事由があると町が認定した場合には、この限りではない。
- ウ 応募者の構成員以外の民間企業で、PFI 事業開始後、SPC から業務を直接受託し又は請け負うことを予定している者（以下「協力企業」という。）がある場合は、当該協力企業の名称等を明らかにすること。
- エ 民間企業グループの構成員となった者は、他の民間企業グループの構成員になることはできないものとする。ただし、町と SPC との PFI 事業の契約締結後、選定されなかった応募者の構成員が協力企業となることはできるものとする。

(3) 欠格条項

次に該当する者は、応募者の構成員となることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- イ 町の指名停止措置を受けている者
- ウ 最近 1 年間に於いて、法人税、消費税若しくは法人事業税、地方税又は町に対する公租公課を滞納している者

(4) 業務執行能力及び財務能力

- ア 第 2 期事業を PFI 事業として効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること、又は有している者を使用する財務能力及び管理能力を有していること。
- イ 第 2 期事業を円滑に遂行するために必要な、健全で安定的な財務能力を有していること。

(5) 留意事項

- ア 浄化槽の建設業務及び維持管理等業務の実施に当たっては、関係法令に基づき一定の資格が必要であるが、応募時点で応募者が、その資格のすべてを取得している必要はない。この場合、応募者は提案書において必要な業務を他に請け負わせる等により、自らの責任において当該業務を遂行する能力があることを証明すること。
- イ 構成員は設立される SPC に出資すること。また、代表企業は構成員の中の 1 社と

すること。代表企業の出資比率は後に公表する。

- ウ PFI 事業者は、事業契約締結後、速やかに本業務推進のための建設業務、維持管理等業務に係る基本的な業務分担表を町に提出し、着工までに町から承認を得るものとする。
- エ PFI 事業者は、PFI 事業の趣旨を理解し、本事業を効率的かつ効果的に実現することが求められるものであり、募集要項では浄化槽関係者にとどまらず、浄化槽分野以外の分野からの新規参入者を広く求めるものとする。

4 PFI 事業者の選定

- (1) 町長は、知識経験者等から構成される「嵐山町管理型浄化槽整備推進事業（第2期）民間事業者活用審査委員会」の審査に基づき、応募者に順位を付して選定し、第1順位の応募者を優先交渉権者、第2順位の応募者を次点交渉権者とする。
- (2) 町は、優先交渉権者と事業契約の内容に関する協議を行い、協議が整った場合は当該優先交渉権者を PFI 事業者とする。
- (3) 優先交渉権者との協議が整わなかった場合は次点交渉権者と協議を行い、協議が整った場合は当該次点交渉権者を PFI 事業者とする。
- (4) 次点交渉権者との協議が整わなかった場合は、事業者選定手続きをやり直すものとする。

5 審査結果の公表

審査の結果は、これを町のホームページ上に公表する。

6 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は、町に帰属しないが、公表、展示その他町が本事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、町は応募者の承諾を得て、これを無償で使用することができるものとする。

Ⅲ PFI 事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的考え方

第2期事業における責任分担の考え方は、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すため適正にリスクを分担しようとするものである。

原則として、リスクを生じた原因者がそのリスクを負担することとする。

不可抗力、法令変更等で、町又は PFI 事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由によるものについては、町と PFI 事業者との役割分担及びリスクへの対応能力の観点からリスクを分担することとする。

第2期事業においては、浄化槽の設置業務及び維持管理等業務についての責任は、基

本的に PFI 事業者側に帰すべきものであることから PFI 事業者が設置した浄化槽の機能については、原則として PFI 事業者のリスクとして性能保証をする。

2 予想されるリスクと責任分担

町と PFI 事業者とのリスク分担は、原則として別紙 1「リスク分担表」によることとし、具体的内容については募集要項等において明示し、最終的には PFI 事業契約で明文化する。

3 監視

- (1) 町は、PFI 事業者が提供するサービス内容の確認及び PFI 事業者の財務状況を把握するため、PFI 事業者に対して定期的に業務状況の報告等を求めることができる。
- (2) 町は、PFI 事業者が PFI 事業契約で定める仕様又は条件に違反した場合は、PFI 事業者に対して改善措置を求めることができる。なお、報告及び改善措置の方法、内容等については PFI 事業契約で定める。
- (3) 町は、PFI 事業の執行状況その他契約内容の履行状況を監視するため、外部のコンサルタント等にその業務の一部を委託することができる。

IV 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 浄化槽を整備すべき区域

嵐山町管理型浄化槽整備推進事業の区域（別紙 2「浄化槽整備区域図」のとおり。）

2 施設等の技術基準

浄化槽、関連管渠及び維持管理に関する技術基準は、国、埼玉県等の技術基準を満たすものとする。

V 事業協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

- (1) 町と PFI 事業者との間で締結する PFI 事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、町と PFI 事業者とは、誠意をもって協議するものとする。
- (2) PFI 事業契約に係る紛争を解決するための訴えは、町役場の所在地を管轄する次の裁判所に提起するものとする。

さいたま地方裁判所熊谷支部 埼玉県熊谷市宮町 1-68

VI 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、町及び PFI 事業者は、その責任に

応じて必要な修復その他の措置を講じるものとする。事業の継続が困難となる事由、修復その他の措置としては概ね次のように区分する。

事業の継続が困難となる事由	修復その他の措置
(町に起因して発生した事由) ① 買取事業の遅延 ② 維持管理等業務委託費支払の遅延	① つなぎ融資のあっせん ② つなぎ融資のあっせん
(事業者に起因して発生した事由) ① 目標設置基数の著しい未達 ② 目標維持管理水準の著しい未達 ③ 住民トラブルの著しい発生	① 買取価格の減額 ② 維持管理等業務委託費の減額 ③ 町による対応、町への損害賠償
(不可抗力事由) ① 著しい天変地異	① 両者で事業継続について協議

2 事業の継続が困難となった場合の措置

上記1の措置を講じたにも関わらず、事業の継続が困難となった場合は、当該事業に係る資産の取扱いを含めPFI事業契約の規定に従い事業を終了する。

項目	資産の取扱い	
損害賠償金	町に起因して発生した場合	損害発生額を事業者へ
	事業者に起因して発生した場合	損害発生額を町へ
	不可抗力事由による場合	継続、打切りいずれの場合も原則としてなし
資産の帰属	両者で協議（完成資産のみ町が引き継ぐ）	

Ⅶ 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置

PFI事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合はこれによる。

2 財政上及び金融上の支援

町はPFI事業者が事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、支援をPFI事業者が受けることができるように努めるものとする。

3 その他の支援

PFI 事業者が事業を実施するに当たり必要な認可等、町は必要に応じて協力を行うものとする。

Ⅷ その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 債務負担行為等

町はこの事業に関して、PFI 事業者からの買取費用、債務負担行為の設定等必要な事項について措置する。

2 応募に要する費用の負担

本事業の応募に要する費用については、応募者の負担とする。

3 実施方針及び募集要項等の説明会

町は、実施方針及び募集要項等の説明会を次のとおり開催する。

開催日時 令和3年11月16日（火）午後2時から

開催場所 嵐山町303会議室（嵐山町役場内）

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山1030-1

申込方法 別紙3「実施方針説明会参加申込書」の書式により、電子メール又はFAXで令和3年11月12日（金）午後4時までに送付すること。

（申込先は下記5を参照）

*出席者は、1社2名以内とする。

4 意見・質問の受付

この実施方針に関する意見・質問のある場合は、別紙4「実施方針に関する意見書・質問書」の様式に基づき、実施方針に関する意見・質問を、電子メール、郵送又は持参により、次表に掲げる期間内に、下記5の連絡先に提出すること。（FAXは受け付けない。）

質問については、原則として公表するものとし、その回答については、ホームページ上で公表する。

電子メール	令和3年11月17日（水）から11月22日（月）までの午後4時まで
郵便	令和3年11月17日（水）から11月22日（月）（必着）まで
持参	令和3年11月17日から11月22日まで（土日祝祭日を除く。）の午前9時から午後4時まで

5 連絡先（申込先）

〒355-0211

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山 1030-1

嵐山町役場 上下水道課

電話：0493-62-0728

FAX：0493-62-3900

メールアドレス：r-jougesui03@town.ranzan.saitama.jp

別紙1 町とPFI事業者（SPC）のリスク分担の基本的な考え方

別紙2 浄化槽整備区域

別紙3 実施方針説明会参加申込書

別紙4 実施方針に関する意見書・質問書